

栃木県再犯防止 推進計画について



Q 第2次栃木県再犯防止推進計画はどうしてできたの？

A 検挙者*の約半数が再犯者という現状を踏まえて、本人にとっても、社会にとっても不幸な循環を断ち切る取組の充実を図るため、「再犯の防止等の推進に関する法律」第3条に規定する基本理念を踏まえて策定されました。

【再犯の防止等の推進に関する法律第3条要約 基本理念】

- 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会の一員となることを支援する
- 犯罪をした者等が、社会に復帰した後も途切れなく必要な指導及び支援が受けられるようにする
- 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚することや被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰するために努力することが必要である
- 調査研究の成果を踏まえ、効果的に施策を講ずる

なお、本計画の対象者は再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」であり、対象者の呼称について、更生への前向きな思いを促すため、「自立更生者」としています。

Q 再び罪を犯してしまう原因は？

A 定職・定住の確保ができず社会復帰が困難なことや、社会の中での孤立などが考えられます。

Q どんな施策があるの？

A 次の4つの視点を踏まえ、取り組んでいきます。

- ① **更生と社会復帰にむけた「生活環境の整備」**
自立更生者の就労支援や住居確保支援、保健医療・福祉による支援等に取り組みます。
- ② **犯罪や非行をした人たちの「更生意欲の醸成」**
犯罪被害者等の心情理解の促進や相談窓口の運用、更生支援ハンドブックの作成等に取り組みます。
- ③ **国、市町及び協力団体の連携による「サポート体制の構築」**
会議、研修会の開催による情報提供、支援活動のネットワーク参加への呼びかけ等に取り組みます。
- ④ **地域による包摂の推進に向けた「理解促進」**
各分野の計画に自立更生者支援の観点进行明記するとともに、保護司等による教育機会の提供等に取り組みます。

Q どんな社会を目指しているの？

A 自立更生者が地域のセーフティネットの中に包摂され、社会の一員としての再出発が実現できるよう、「自立更生者が立ち直り、地域社会の一員として共に歩むことのできる“とちぎ”」を目指しています。

〔 * 捜査機関によって特定された犯罪の行為者（被疑者） 〕

